

学生の懲戒をめぐる憲法理論とその制度設計

大城 渡

要旨

大学が、法令に基づき認められた、学生の地位に重大な変動を及ぼす法的効果を有する懲戒権を行使するに先立ち、当該大学において学生懲戒制度が具体的にどのように定められているべきか。当該制度のあり方は、日本国憲法で保障された学問の自由を享受し、大学の自治を担うに相応しい個々の大学のあり方が根本的に試されることになる。全体として、学生懲戒の制度設計にあたって学生の側からみて最も重要なことは、少なくとも大学当局の恣意や独断、偏見等による(ものとして、学生側にとって合理的に疑われうる)懲戒処分の可能性を徹底的に排除することである。

本稿は、学生の懲戒のあり方をめぐる憲法学の論点を整理しつつ、大学における具体的な懲戒制度構築に向けた考察を試みたものである。まず始めに、1960年代後半の大学紛争期に端を発して表れた学生懲戒をめぐる主要な裁判例や学説について整理し、検討を行う。次に、学生の懲戒のあり方について関連する憲法学の基礎的な論点、考え方を検討する。最後に、学生の「教育を受ける権利」や「適正手続」等の観点に配慮した懲戒制度の構築に向けて、大学現場の状況に即して、最低限検討されなければならない諸項目を例示する。

Disciplinary Action against Students : Related Constitutional Theories and the Establishment and Management of a Proper System

Wataru Oshiro

ABSTRACT

This article examines the establishment and management of a university system for disciplinary action against students, in the light of constitutional theory. Students' status and rights, especially the right to education, may be adversely affected by disciplinary action taken against them. Therefore universities must establish and manage a proper system governing such disciplinary action, fully respecting the constitutional doctrine of "due process of law". When a university establishes this system, it is very important for the students that it minimizes any risk of arbitrary disciplinary action against them. Such a system should be fundamental to the ideal of the academic autonomy of each university.

I はじめに ー大学における学生懲戒規程のあり様をめぐってー

学校教育法52条において「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」大学では、少子化に伴う大学全入時代にあってもなお、在学する学生らの人間的成長、発達を期して、多様な研究及び教育活動が鋭意展開されている。しかしながら、時に、例えば、学生の人間的な未熟さ故に、研究活動における反倫理的行為や試験における不正行為等、憲法が保障する学問の自由を広く享受する大学の秩序を脅かす、学生の本分に反する非違行為に対し、何らかの厳しい処遇(懲戒)を課すことが大学の責任として求められることもある。これは、学生の管理における自治の一態様として、学長・教授その他の研究者の人事や大学の施設の管理も含まれる大学の自治の一内容として認められるところである。

学校教育法(以下、「法」という)11条は、「教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、…学生に懲戒を加えることができる」として、大学においては学長及び教員に懲戒権を付与し、これを受けて学校教育法施行規則(以下、「規則」という)13条1項では、学長及び教員が学生に懲戒を加えるに当たっては「心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」としている。これらの諸規定によって、大学における学長及び教員の懲戒権が、例えば、専ら公務員制度の秩序維持の観点から行われる公務員の懲戒等とは異なり、学生の人間的発達を目的とする、あくまで教育作用の一環として行われる教育的懲戒権であるという特質⁽¹⁾が確認されている。大学においては、主として教員は、このように法令によって付与された懲戒権に基づき、日常的な教育活動の中で、具体的に叱責等の事実上の懲戒を行うことができるのである。

しかし、懲戒は、本来は非権力的である教育作用の側面のみならず、同時に学生に対する重大な権利侵害性を伴うものでもあるので、大学当局による懲戒権の濫用を抑制するため、法令による一定の限界づけも施されている。すなわち、懲戒のうち、退学、停学及び訓告という在学関係上の地位に重大な変動をもたらす法的効果を有する処分は、規則13条2項に基づき、学長(学長の委任を受けた学部長を含む)のみが行うこととされている。また、法11条では但し書きで「体罰を加えることはできない」とし、規則13条3項では、特に、在学関係からの一方的強制的排除を意味する退学については、「一、性行不良で改善の見込がないと認められる者」、「二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者」、「三、正当の理由がなくて出席常でない者」、「四、学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」という4要件のいずれかに該当する場合に限って、学長による懲戒権の発動を抑制している。さらに、規則67条では、「学生の…退学…は、教授会の議を経て、学長が、これを定める」として、学長による懲戒権の発動につき、「重要な事項を審議するため」(法59条)に設けられている教授会の議を経るというプロセスも義務づけられている。ただ、規則67条は、退学とは異なり、停学や訓告の場合には教授会の議を経る必要性を明示していないが、通常は、このように在学関係上の地位に重大な変動をもたらす法的効果を有する懲戒処分については、その種類に関係なしに、大学における「重要な事項」として、教授会の議を経ることが大学の学則で要請されていることが一般的であろう⁽²⁾。

大学運営に関する大学の自治が尊重されている故か、法や規則には、学生の懲戒手続に関す

る具体的定めは、前記のものを除き、ほとんど置かれてはいない。そのため、懲戒を受けうる学生の立場を保障するためにも、大学は学生の懲戒手続に関する具体的定めを設けなければならないが、全国の大学の状況を散見する限り、必ずしもこの種の規程が十分に整備されているとは言い難いようである。

本稿では、特に在学関係上の地位に重大な変動をもたらす法的効果を有する学生の懲戒において考察されなければならない課題は何か、どのような具体的手続が要請されるのか、いわゆる学生懲戒をめぐる適正手続の諸問題について、紙幅の関係上、覚書程度ではあるが、検討することとしたい。

なお、本稿は、1994(平成6)年4月に開学し、2009(平成21)年4月で創立15周年を迎える学校法人名護総合学園名桜大学が、残念なことに現段階においても、未だ学生の懲戒手続に関する具体的な規程が十分に整備されていないことに鑑み、その制定に向けた予備的考察、検討作業の一環としても位置づけられるものである。

II 学生の懲戒をめぐる裁判例と学説

学生懲戒をめぐる適正手続の問題を検討するにあたって、まず、これまでの学生懲戒をめぐる裁判例と学説から、学生懲戒の本質とその適正手続のあり方を鋭意探ってみよう。現在でも多くの大学にあって、学生に対する懲戒処分は恐らくは頻繁に発動されることは少なくなったと思われるが、問題となる事案が皆無になったわけではない。ただかつて、大学と学生との関係等をめぐり大いに揺れた1960年代後半の大学紛争期において、紛争の一方当事者である大学によって、数多くの政治的処分、報復的処分がなされたことを契機にして、学生懲戒のあり方に関わる裁判例や学説が多く提示されることになった。

①学生の懲戒をめぐる主要な裁判例

学生懲戒をめぐる著名なリーディングケースとしては、1954(昭和29)年の京都府立医科大学退学処分事件最高裁判決⁽³⁾が挙げられる。この事件では、京都府立医科大学における某教授の進退問題等に端を発して繰り広げられることとなった学生運動において、懲戒権者である同大学学長が関係学生を懲戒としての放学処分に付したため、処分を受けた学生によって、当該懲戒処分の違法性が争われたものである。最終的には学生からの訴えは棄却されたが、大学の学生に対する懲戒処分の本質や、懲戒処分の発動及びその種類選択に関する学長の自由裁量権、この自由裁量権の限界等が判決の中で示されることとなった。

「大学の学生に対する懲戒処分は、教育施設としての大学の内部規律を維持し教育目的を達成するために認められる自律的作用にほかならない。」

「懲戒権者たる学長が学生の行為に対し懲戒処分を発動するに当り、その行為が懲戒に値するものであるかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決するについては、当該行為の軽重のほか、本人の性格および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的效果等の諸般の要素を考量する必要がある、これらの点の判断は、学内の事情に通ぎょうし直接教育の衝に当るものの裁量に任すのでなければ、適切な結果を期することができないことは明らかである。」

「学生の行為に対し、懲戒処分を発動するかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶか

を決定することは、その決定が全く事実上の根拠に基づかないと認められる場合であるか、もしくは社会観念上著しく妥当を欠き懲戒権者に任された裁量権の範囲を超えるものと認められる場合を除き、懲戒権者の裁量に任されているものと解するのが相当である。」

その後、1960（昭和35）年の奈良学芸大学退学処分事件最高裁判決⁽⁴⁾は、試験に際して下敷きに鉛筆書きをして不正受験(カンニング)をした学生が、大学規則の定めるところにより退学処分に処せられたことが争われた事件につき、退学処分に至る大学の具体的手続の公正さが問われた判決である。本件では、ある論者によって、「学生の懲戒、とくに退学処分は、個別の学生の非行の事実の認定にもとづいてなされ、そして当該学生から勉学の機会を剝奪するという甚大な不利益を生ぜしめるものであるから、『事実の認定につき行政庁の判断を疑うことが客観的にもっとも認められるような不公正な手続をとってはならない』ことが強く要請される場合に当たる⁽⁵⁾」と評価されながらも、いくつかの手続上の問題も指摘された本件における大学が採った具体的な手続の公正さを比較的簡潔に承認している。

1974（昭和49）年の昭和女子大退学処分事件最高裁判決⁽⁶⁾は、憲法上の人権規定の私人間効力をめぐりリーディング判決として採り上げられることが多いが、学生懲戒のあり方に関しても重要な判決として挙げられる。この事件では、昭和女子大学における2名の学生が行った学内外における政治的活動が、保守的な独自の校風や教育方針を有する大学の学則細則に違反し、度重なる注意等にもかかわらず反省の実があがらなかったとして、両名を退学処分に付したが、そもそもその根拠となった学則細則が憲法上の思想良心の自由(19条)や集会結社の自由(21条)等に違反するものとして争われることとなった。

「大学は、国公立であると私立であることを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。」

全国の大学の多くでも学則等において退学の要件として定められている『学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した』ものとして退学処分を行うにあたっては、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要することはもちろんであるが、退学処分の選択も…諸般の要素を勘案して決定される教育的判断にほかならないことを考えれば、…あらかじめ本人に反省を促すための補導を行うことが教育上必要かつ適切であるか、また、その補導をどのような方法と程度において行うべきか等については、それぞれの学校の方針に基づく学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断に委ねざるをえないのであって、…右補導の過程を経由することが特別の場合を除いては常に退学処分を行うについての学校当局の法的義務であるとまで解するのは、相当でない。」

このように学生懲戒をめぐり以上の主要な最高裁判例においては、些か無理筋の事案であっても、懲戒処分の発動の是非や、いずれの処分を選ぶべきかの選択について、教育的裁量を有する大学当局の具体的判断が概ね承されている。

学生懲戒をめぐり下級審の判決は、結論として見れば、概ね、前記の最高裁判決、特に1954（昭和29）年の京都府立医科大学退学処分事件最高裁判決の趣旨に合致するものがほとんどであるが、その中でも具体的な学生懲戒制度の設計に資する興味深い判示が含まれているものと

思われる、いくつかの判決の概要を紹介しておこう。

東北大学事件仙台高裁判決⁽⁷⁾では、「学生は大学における不可欠の構成員として、学問を学び教育を受けるものとして、その学園の環境や条件の保持およびその改変に重大な利害関係を有する以上、大学自治の運営について要望し、批判しあるいは反対する当然の権利を有し、教員団においても、十分これに耳を傾ける責務を負う」として、学生が大学の自治に不可欠な主体的担い手であるという学生の地位が確認されている。

佐賀大学退学処分事件佐賀地裁判決⁽⁸⁾では、「退学処分は、学生の権利ないし身分そのものを剥奪する重大な処分であるから、その決定にあたっては、実体上慎重な判断がなされるべきであり、従って、その手続においても、懲戒権者の恣意、独断等を排除し、その判断の公正を担保するため、処分を受ける学生に対し、弁明の機会を与えるなどの事前手続を経ることが望ましい」としている。懲戒処分に際し、事前手続の重要性が示唆されている。

紙幅の関係で十分に言及することができないが、その他にも裁判例の中には注目されるべき判示が部分的に見受けられる。必ずしも網羅的なものでないが、本稿末尾の参考文献に掲げた裁判例リストを参考にしてもらいたい⁽⁹⁾。

②学生の懲戒をめぐる学説

近年の学説は、そのニュアンスは若干異なるものの、概ね、前述の主要な最高裁判例によって肯定された、懲戒権者である学長が有する幅広い裁量権をまったく無限定のものとはせずにできる限り限定的に抑制し、懲戒を受ける学生の権利保障に資するための公正な手続保障の構築に向けて展開されてきた。

ある学説は、「…学生処分にいたる公正手続は、各学校の教育自治状況に応じた軟性のものであってよく、教育的公正手続としては、…学生にたいする教育専門的・人間教育的な指導を尽そうとする過程が有り、そこに学校の教育自治的処分基準にもとづく処分理由案の告知と弁明機会の保障が実質上含まれていれば足りると言えよう⁽¹⁰⁾」とする。

別の学説は、「停学・訓告等の教育的懲戒には、教育の場での事前措置として、特に教育機関にふさわしい手続きと方法により、本人の反省を促す過程を経ることが、懲戒者の義務として要求されなければならない⁽¹¹⁾。」それに対して、「懲戒退学は当該学生を大学外に排除する非教育的措置であり、学生の学習権剥奪という法的効果を伴うのであるから、もとより教育的価値に乏しく、むしろ教育否定を意味する」ので、「その事前手続は、法的義務として停学・訓告等におけるそれよりも一層厳密に要求されるべきであり、…事前の『聴問』を行い、『抗弁の機会』を与える等の法的事前措置が講ぜられるべきである⁽¹²⁾」とする。

また、これまで「大学組織内部においてどのような手続に従って学生の懲戒処分を行なえば学生の権利を保護し、また、『正当な法の手続』に合致するかということが論じられたことはなかった」という問題意識から、アメリカの学説・判例を参考にして、具体的には「(1)学生が処分されるような行為を犯したか否か、(2)その行為は大学の学則に違反しているか否か、(3)その行為に対しどのような処分が科せられるか、(4)処分決定機構はどのようなものか」という点を中心に、学生の懲戒処分手続を具体的に論ずる学説⁽¹³⁾もある。

懲戒処分が謙抑的であること、すなわち、「学生処分は高見的な観点のみでなく、大学に受ける教育をうけ教員とともに真理のための研究に共同参加する学生の権利、結社・思想・表現の自由といった『大学の自治』を形成する本源的な権利の保障を侵害することのないように、

禁欲・抑止的に発動されなければならないと思われる⁽¹⁴⁾」と説く学説もある。

学説についても同様に紙幅の関係等で十分に言及することができないが、その他にも学説の中には注目されるべき説示も見受けられる。必ずしも網羅的なものでないが、本稿末尾の参考文献に掲げた著書・論文リストを参考にしてもらいたい。

Ⅲ 学生懲戒に関する基礎理論

学生懲戒における適正手続を、憲法学において具体的に検討するにあたって、確認しておかなければならない基本的な考え方を整理しておこう。

①大学の自治

従来の通説的見解⁽¹⁵⁾は、大学の自治の具体的内容として、大学研究者の人事が大学の自主的な判断に基づいてなされること、大学の施設や学生管理が原則として大学の自主的な判断に基づきなされることが挙げられる。この点は、東大ポポロ事件最高裁判決⁽¹⁶⁾においても確認されている。近時の学説⁽¹⁷⁾は、大学の自治の内容をより広く解するようにして、さらに研究教育の内容及び方法の自主決定権や予算管理における自治(財政自治権)をあげている。

学生の自治が大学の自治に含まれるかという点については、見解が分かれている。まず、学生の自治は大学の有する自由と自治に由来するいわば反射的なものであり、学生に固有の自治が認められるわけではないという説⁽¹⁸⁾がある。他方で、固有の学生の自治を認めようとする学説⁽¹⁹⁾もある。いずれの見解を採るにせよ、学生の懲戒の適正手続を具体的に検討するにあたって、少なくとも、大学の構成員として大学の自治の一端を担う学生の地位をどのように考えるのかは極めて重要な論点である。

大学の自治と学生の役割との関係について、前述の東北大学事件仙台高裁判決において、学生が「大学における不可欠の構成員として、学問を学び、教育を受けるものとして、その学園の環境や条件の保持およびその改変に重大な利害関係を有する以上、大学自治の運営について要望し、批判し、あるいは反対する当然の権利を有し、教員団においても、十分これに耳を傾けるべき責務を負うものと解せられる⁽²⁰⁾」とする判示が一般的に妥当な見解であるとされている。

仮にこの判示を正当に受け止めるならば、在学関係上の地位に重大な変動を及ぼす学生懲戒のあり方は、前述の大学の自治の理解の仕方にも根本的に関わるものであるが、その性質上、専ら大学当局の教育裁量的な判断で自由に定められるものではなく、大学の事情の許す限り、できるだけ学生の主体的参加を、具体的手続の一部として正式に設けながら定められるべきであろう。

また、大学の自治における学生の主体的地位が確認されるのであれば、例えば、言論による批判の域を超えず、暴力を伴わない、大学の研究教育に回復し難い重大な侵害を加えるのでないような、単純な授業放棄などといった学生による抗議行動は、大学の規律違反として懲戒処分の対象とはされてはならない⁽²¹⁾とされる。

②部分社会論

憲法学では、一般に、司法権の限界をめぐり、地方議会や大学、政党、労働組合、宗教団体、弁護士会等の自主的団体の内部紛争に対して、司法審査が及ぶかどうか問題となる。この点に

については、富山大学単位不認定等事件最高裁判決⁽²²⁾において、大学は、国公立たると私立たるとを問わず、「一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成」し、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきである」という、いわゆる部分社会論の考えが明らかにされた。それ故に、裁判例に従えば、基本的に単位認定等大学内部の問題については、一般に、「一般市民社会とは異なる特殊な部分社会」の問題として司法審査は及ばない。従って、この部分社会論については学説では疑問がないわけではないが、少なくとも学生の懲戒に関する裁判例を診る限り、具体的に、退学処分や停学処分は、「一般市民法秩序と直接の関係を有」する問題として解され、実際に裁判所において概ねとり上げられてきている。しかし、法令上、在学関係上の地位に重大な変動をもたらす法的効果を有する処分として、退学や停学と並んで具体的に列記されている訓告については、散見する限り裁判例も特に見当たらないが、恐らくは「一般市民法秩序と直接の関係を有しない」大学内部の問題として、一般に司法審査も及ばないものと解される⁽²³⁾。

③自由裁量論

憲法学では、一般に政治部門の自由裁量に委ねられていると解される行為は、当・不当が問題となるだけで、裁量権を著しく逸脱するか、著しく濫用した場合でない、裁判所の統制は及ばないとされている⁽²⁴⁾。しかしながら、無限定に認められるものではなく、問題となっている「権利・自由の性質上の相違」により、裁量の幅は左右される。

確かに、学生の懲戒に関するリーディングケースでは、学生の懲戒に関する大学の裁量は比較的広く認められる結果となった。しかし、例えば、退学処分はその性質上、学生の「教育を受ける権利」の剥奪をもたらすものであるので、大学の自治に基づく大学の自主的な判断に基づく学生の管理権(その一態様としての懲戒権)は、決して大学の自由裁量ではなく、裁判例が示すような、懲戒の決定が「全く事実上の根拠に基かないと認められる場合」や「社会観念上著しく妥当を欠く場合にとどまらず、少なくとも手続的統制を受けるべきである。要するに、学生の懲戒は、個々の学生に対して憲法上保障されている「教育を受ける権利」等を尊重し、それらの諸権利を保障するために必要な手続的制約を受けるのである。

④懲戒謙抑主義

懲戒謙抑主義とは、学生の地位や教育を受ける権利等に重大な影響を及ぼすことになる懲戒権はその濫用を厳格に戒めるべきであるとする考え方を示す言葉である。すなわち、懲戒は、例えば、学生としての本分に反するあらゆる行為を対象に必ず適用すべきとされるものではなく、学生の行為によって著しく乱された大学の秩序を自律的に回復維持するためには、懲戒以外の手法によってはどうしても十分に達成できないというような必要やむをえない場合等に限り抑制的に適用されるべきであるとする原則⁽²⁵⁾である。学説においても、学生懲戒処分は、「大学における教育をうけ教員とともに真理のための研究に共同参加する学生の権利、結社・思想・表現の自由といった『大学の自治』を形成する本源的な権利の保障を侵害することのないように、禁欲・抑制的に発動されなければならないと思われる⁽²⁶⁾」とするものがある。

IV 学生懲戒の制度設計

これまで述べてきたように、学生懲戒の手続については具体的な法令の規定はほとんど見受

けられず、また、1960年代後半の大学紛争を経て、懲戒手続の改革が大学改革の喫緊の課題となったにもかかわらず、結局、大学において新規程の制定等によって当該改革を遂行しえた例は乏しいと評されている⁽²⁷⁾。本稿では、このような現状を、例えば、わが国における大学の自治のレベルの低さを象徴するものとして卑下するのではなく、筆者も大学人の一人として、敢えて、単に当該懲戒規程の制定の困難さに由縁するものであると理解したい。

本節では、これまで覚書程度に整理してきた学生懲戒に関する裁判例や学説、基礎理論等をふまえ、個々の大学の実情に応じた、より合理的な学生懲戒制度を設計する際の必要最低限の基本的論点を整理する。全体として学生懲戒の制度設計にあたって、学生側からみて最も重要なことは、少なくとも、大学当局の恣意や独断、偏見等による(ものとして、学生側にとって合理的に疑われうる)懲戒処分を徹底的に排除することである。

①懲戒規程の制定過程

少なくとも、学生の地位の変動に関する重要な学内規程の制定に際しては、恐らく懲戒規程に限らず、「大学自治の運営について要望し、批判し、あるいは反対する当然の権利を有する⁽²⁸⁾」学生からその意見を幅広く聴取して行うことが望ましい。学生参加については、大学の自治の観点以外に、「学生は憲法上『教育を受ける権利』の主体であり、教育機関としての大学の管理運営に参加することによってその教育要求を貫くことも、その合理的な理由と現実的基盤とがあるかぎり『教育を受ける権利』の権利内容と解される⁽²⁹⁾」とされる。学生が懲戒規程の制定に参加することは、学生懲戒の制度設計にあたって、大学当局の恣意や独断、偏見等を徹底的に排除した適正な懲戒処分のあり方を保障するという「合理的な理由」がある限り、本来は許容されるべきである。但し、学生参加の「現実的基盤」の有無や態様については、大学毎の具体的諸事情が考慮されることにはなる。

②懲戒の要件の明確化

大学における学生の懲戒は、一般に市民社会における刑罰とはその目的や態様等を全く異にするものなので、犯罪や刑罰に関する罪刑法定主義の適用を必ずしも厳格には受けるものではない。例えば、大学学則⁽³⁰⁾では、通常、退学の要件として、規則13条3項をほぼ引き写すかたちで、①「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」、②「学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者」、③「本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者」とされてはいるが、特に③については、「学生の本分」という文言が具体的に何を意味するのか、学生にとってはあまりにも抽象的で、不明確である。

しかし、学生の地位に重大な変動をもたらす法的効果を有する懲戒処分については、やはりその性質上、本来、いかなる行動をとれば、いかなる内容の懲戒をうけることになるか、事前に懲戒の実体的要件を可能な限り明確に学生たちに示しておくことが望ましい。こうした懲戒要件の明確性に照らせば、本稿冒頭「Iはじめに」で示した規則13条3項で退学処分の要件として限定的に示されていた4要件についても、それをほぼ引き写したかたちのものが多い大学学則についても、実は不明確として疑問視する学説⁽³¹⁾もある。学生の憲法上保障された「教育を受ける権利」の保障の観点に照らせば、至極妥当な指摘である。

また、懲戒の要件について、大学内外で起こした犯罪行為との関係が問題となることがある。学説には、原則的には懲戒処分と刑事処分とは「相互に目的を異にする別個独立の処分であって、論理的には関係がないと考えるべきである⁽³²⁾」とするものもあるので、この説によれば、

刑事処分の動向に関わらず、大学は独自に、犯罪とされた非違行為に対しても懲戒処分を課することは可能である。つまり、学生による犯罪とされた非違行為に対しては、刑罰等の刑事処分に加え、大学が独自に懲戒処分を別途課したとしても、いわゆる二重処罰の禁止(憲法39条後段)には抵触しないことになる。ただ、大学内で起こった犯罪行為については、大学の秩序に直接関わる場合が多いので、懲戒の対象とすることにまずさしあたり問題はなかろうが、そもそも必ずしも大学の秩序と直接に関わるものとは思われない大学外で犯した犯罪行為については果たして大学における懲戒の対象とされるべきであろうか。全国の大学の懲戒規程の状況を散見すると、大学内外を問わずに、凶悪な犯罪行為や飲酒運転、交通事故等を当然に懲戒の対象として明記している大学も多くあるが、一方で大学内の行為に懲戒要件を限定していると解されるものもある。

思うに、大学が、その自治を広い範囲で認められた自律的な部分社会を構成しているとすれば、大学(自律的な部分社会)外で犯された犯罪行為への評価を徒に大学内に持ち込むことは適切ではない。しかしながら、大学も自治を認められた部分社会であるとはいえ、一般社会に対して閉鎖的な部分社会(象牙の塔!)であってはならず、むしろやはり大学も一般社会と結びつきを有する社会的な存在である以上、大学構成員である学生に対してもその社会的責任を大学として別途追及すべきなのであろうか。大学外で犯罪を犯した学生が当該非違行為によって、他の学生に対して、あるいは大学秩序に現に悪影響を及ぼしたのであればともかく、学外においても学生に「大学の秩序」を意識させ、「学生としての本分」を常に要求し続けることは、学生に対する行過ぎた懲戒権の濫用を惹起する虞はないのであろうか。

なお、一般学生と区別して、特に外国人留学生の懲戒に関する内規を有している大学⁽³³⁾もある。この種の内規は、外国人留学生につき特有の事情(例えば入国ビザや法務省入国管理局との関係等)に基づき懲戒を課す実体的要件を明確化するものとして、外国人といえども尊重されるべき「教育を受ける権利」等の観点からはある程度首肯できるところもある。しかしながら、例えば、一般学生と比べて、懲戒を受ける事由の範囲につき公平さを欠く虞はないかどうか注意を要する部分もあると思われる。

③懲戒をめぐる責任の所在

学生の懲戒事案の処理をめぐることは、その具体的な責任の所在をめぐる事後の混乱を招かぬよう、予め大学内の各部署の役割や責任の範囲等を明確にしておく必要がある。

例えば、懲戒の対象となりうる一定の事由事件が発生した場合、懲戒対象行為の存否をまず認定する必要があるため、その事実関係の確認調査や、関係者との面談や関係諸機関との対応を図らなければならない。これらの面談、調査や対応は、大学として一元化して行われる必要がある。

また、当該学生が懲戒処分の有無が決定されるまでの間、不安定な状態で長期の時間を徒に過ごすことがないようにするため、教育的見地からの十分な指導や措置と、できる限り迅速で公正な処分の有無の決定がなされなければならない。教育的見地からの指導等を行うのは大学内のどの部署か、懲戒処分の有無やその種類を具体的に審議し実質的に決定するのはどの部署かが明らかにされなければならない。

具体的には、懲戒事案に係る当該学生が所属する学部・学群や大学院研究科の役割や、関連する学内委員会、関係事務局等の役割分担やその責任の範囲を明確にしておく必要がある。

④懲戒手続

大学において適正で公正公平な懲戒処分を確保するために必要な懲戒手続を構築するために具体的に検討すべき基本的事項を例示しておきたい。

まず、懲戒処分は、時に被害者やその関係者の感情等が取り入れられることで感情的・恣意的・報復的な性質を帯びる可能性を絶無にする必要がある⁽³⁴⁾。それ故、事実認定や懲戒処分の種類や内容の認定判断に関わる教職員及び関係者は、加害者または被害者等の当事者と関係がないか、その虞さえもないように選任される必要がある。選択肢の一つとして、厳格な守秘義務が課されることにはなるだろうが、大学外の学識経験者を第三者のメンバーとして選任することも可能ではある。

憲法が保障する適正手続(31条)の趣旨に照らせば、学生の懲戒についても、少なくとも「告知と聴聞(notice and hearing)」の手続は不可欠であると考えられる。すなわち、大学が学生に対して不利益な懲戒処分を課すこととなる場合は、学生その他関係当事者に事前にその内容を告知し、当事者に弁解と防御の機会が与えられなければならない。憲法31条は、確かに、直接には刑事手続に関する規定であるが、大学の判断で、このようにその趣旨を学生の懲戒手続に及ぼすことは適切である。

教授会において具体的な懲戒処分の内容を実質的に決定する議決要件については、懲戒案件が学生の重大な地位変動に関わる重要な案件であることに鑑み、「憲法上、一般に適正手続(31条)による事前聴取の手続のほか、たとえば退学処分の議決には、教授会の3分の2以上の特別多数決、停学処分の場合は、過半数の議決手続要件を学則で定めることが望ましいであろう⁽³⁵⁾」という見解もある。具体的な議決要件の数字はともかく、その趣旨は懲戒案件の性質に即した妥当な見解であると思われる。さらに、議決要件のみならず、懲戒案件に相応しい教授会の審議を確保するために、教授会における議事成立要件についても通常(例えば、構成員の過半数の出席)よりも加重した要件(例えば、構成員の3分の2以上の出席)を定めておくことが適切であろう。

⑤懲戒の公表・学内掲示

憲法上の適正手続にとって必要不可欠な一内容でもある、公正公平な裁判を確保するための公開裁判原則(憲法82条)の趣旨や「知る権利」(同21条)の趣旨に鑑みれば、学生の懲戒についても、その公正公平さを確保するため、関連規程と共に、具体的に聴聞手続やその内容が少なくとも学生一般には公表・公開されることが基本的には望ましいと考えられる。

例えばある大学では、特に学生の懲戒に関する実体的要件等を、学生一般に分かり易いパンフレットの形で広く公表している⁽³⁶⁾。少なくとも、大学は、学生に配布する学生便覧や学生生活ガイド等に懲戒規程を必ず掲載し、広くその公表に努めるべきである。

ただ一方で、公平公正さの観点からは、学生一般に向けた具体的な懲戒処分の公表が、学生一般への啓蒙効果(悪く言えば「見せしめ」効果?)を意識するあまり、懲戒そのものをより重いものにしてしまわないよう十分留意する必要がある。むしろ、このような懲戒を具体的に公表することによる教育効果(?)に大学は過大な期待を寄せるのではなく、高等教育機関として常日頃の教育指導等の方にこそ重きをおき、具体的な懲戒処分の公表や学内掲示を、個人名をたとえ明示していなくても、学生にとってはセンシティブな情報・プライバシーに抵触するものとして一切行わないという選択肢もありうるのである。仮に公表や学内掲示を行う手続を設

ける場合であっても、義務的なものとはせずに、一先ずは公表や学内掲示を行わなくてもよいことが可能な選択的な手続にしておき、公表や学内掲示に踏みきるときにも処分を受けた学生その他関係者のプライバシー等に十分に配慮すべきである。

V 結びに代えて —自治を担うに相応しい大学の試金石として—

仮に、本稿で論じてきたことを踏まえて、それでもなお容易な作業ではないが、学生の地位や諸権利に配慮した学生懲戒制度を適切に構築、運営することができたならば、自治を担っている当該大学における研究や教育が公正公平に行われているという点で社会的評価を高め、大学が学生を大事にし、学生の諸利益を積極的に保護していることを学外に示唆することとなる⁽³⁷⁾。

ただ学生の懲戒については、本稿で述べてきたような、その適切な制度設計や運営を確保しても実はなお十分ではない。現実には、大学における懲戒事案の具体的な審議に際して、恐らく、場合によっては退学処分という懲戒処分を課すことにより学生を裁く責任の重さを大学教職員が深刻に自覚するが故に、時には審議そのものが学生の懲戒について検討すること自体に消極的、及び腰となり、ややもすれば事なかれ、他者への責任転嫁等に陥る場合もあるかもしれない。いかに本稿で示した諸事項を理論的に確認したとしても、学生の懲戒に係る具体的な審議の困難さは容易に想像できるところである。そして、それは、日頃は専ら研究や教育に従事する大学が学生を本当に裁くことができるのか、将来に関わる学生の地位のあり方を決められるのかという、あたかも2009(平成21)年5月の裁判員制度施行に伴って裁判員となりうる国民が直面するであろうものと類似するような重い問いに、学生の懲戒にあたって大学は真正面から向き合うこととなるからであろう。いかなる大学も大学の自治を憲法上保障された当然の理として承認する限り、ここでは、学生と真摯に向き合い、大学の自治を具体的に担うべき第一次の当事者である大学教職員の精神、信念が試されているのである。

あらためて論ずるまでもなく、在籍する学生がその本分に反する行為にそもそも至らぬよう教育指導に常日頃努めることが大学として当然の責務である。大学が学生から信頼を得るための、日頃の学生との絶え間ない対話や教育指導等を疎かにしたままで、大学が学生の懲戒事案に際し、徒に学生を懲らしめることのみに熱を上げて議論することは、大学の自治に悖るものとして批判は免れない。大学においては、学生と教員が互いの地位を尊重しつつ、共に学問の自由を重んじ、大学の自治の名に相応しい大学を協働して構築していくことが、大学に法令上認められた懲戒権を行使するための前提条件であるまいか。

(注)

- (1) 神田修・兼子仁編『教育法規新事典』（北樹出版、1999年）156頁を参照。
- (2) 例えば、筆者が勤務する名桜大学においては、学則第44条で、懲戒の種類について「訓告、停学又は退学」と定めているが、いずれについても学長は「教授会の議を経て」懲戒を決定することとされている。その他、多くの大学の学則において同旨の規定が見受けられるところである。
- (3) 最高裁第三小法廷1954(昭和29)年7月30日判決・民集8巻7号1501頁。引用は原文。なお、本件判決の

- 解説・評釈として、兼子仁「放學処分と自由裁量権」ジュリスト200号(1960年)144頁、室井力「学生処分と裁量権」我妻栄編『行政判例百選(新版)』(有斐閣、1970年)44頁、橋本公亘「学生処分における教育的裁量権」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)102頁、保木本一郎「学生処分と裁量権」塩野宏・小早川光郎編『行政判例百選Ⅰ(第3版)』(有斐閣、1993年)50頁等がある。
- (4) 最高裁第三小法廷1960(昭和35)年6月28日判決・訟務月報6巻8号1535頁。なお、本件判決の解説・評釈として、外間寛「学生処分における公正手続」我妻栄編『教育判例百選』(有斐閣、1973年)106頁、外間寛「学生処分における公正手続」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)110頁、外間寛「学生処分における公正手続」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)100頁、村元宏行「学生懲戒処分における公正手続」永井憲一・中村睦男編『大学と法—高等教育50判例の検討を通して—』(財団法人大学基準協会、2004年)93頁等がある。
- (5) 前掲注(4) 外間・教育判例百選(第2版)111頁。外間教授による3つの判例解説・評釈は、初版・第2版と第3版とで内容が若干異なっている。
- (6) 最高裁第三小法廷1974(昭和49)年7月19日判決・民集28巻5号790頁。なお、本件判決の解説・評釈として、有倉遼吉「昭和女子大事件と基本的人権」法学セミナー229号(1974年)2頁、兼子仁「私立大学が学生の政治活動を理由として退学処分を行なうことの可否—昭和女子大事件上告審判決」判例時報756号(判例評論190号)(1974年)140頁、佐藤司「昭和女子大事件最高裁判決の批判的検討」ジュリスト573号(1974年)63頁、永井憲一「私立大学における学生の思想・表現の自由」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)24頁等を参照。
- (7) 仙台高裁1971(昭和46)年5月28日判決・判例時報645号55頁(引用は61頁)。同じ趣旨の判示は、大正大学懲戒処分事件東京地裁1974(昭和49)年12月12日判決・判例時報788号63頁(特に77頁)にも見受けられる。
- (8) 佐賀地裁1975(昭和50)年11月21日・訟務月報21巻12号2548頁(引用は2567頁)。
- (9) その他学生懲戒に関する裁判例については、資料として古くはなってしまったが現在でもなお有用なものとして、坂本秀夫『生徒懲戒の研究』(学陽書房、1982年)248頁以下に詳しい。
- (10) 兼子仁『教育法(新版)』(有斐閣、1979年)452頁。
- (11) 斎藤将『大学と学生の法律関係—「学生の地位と学生懲戒」の理論—』(法律文化社、1977年)64頁。
- (12) 前掲注(11) 斎藤・62頁、64頁。
- (13) 田中館照橋「学生の懲戒処分手続」ジュリスト411号60頁(引用は60頁、62頁)。
- (14) 保木本一郎「学生処分と裁量権」塩野宏・小早川光郎編『行政判例百選Ⅰ(第3版)』(有斐閣、1993年)51頁。
- (15) 法学協会編『註解 日本国憲法上巻』(有斐閣、1953年)462頁、宮沢俊義『憲法Ⅱ(新版)』(有斐閣、1974年)397頁、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第4版)』(岩波書店、2007年)162頁など。
- (16) 最高裁大法廷1963(昭和38)年5月22日判決・刑集17巻4号370頁。
- (17) 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ(第4版)』(有斐閣、2006年)336頁、浦部法徳『全訂 憲法学教室』(日本評論社、2000年)188頁など。
- (18) 前掲注(16) 判決において示された、いわゆる営造物利用者説である。かつて田中二郎博士らも採っていた説である。
- (19) 有倉遼吉「大学における学生の地位」有倉(編)『大学改革と学生参加』(成文堂、1969年)57頁以下を始めとして、大学の自治において学生の主体的地位を認めようとする試みが様々に模索されている。

- 参照、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法Ⅱ(第21条～第40条)』(青林書院、1997年) 129～130頁、芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)』(有斐閣、1998年) 227～228頁、233～234頁(注(16)、(17))。
- (20) 東北大学事件控訴審判決(仙台高裁1971(昭和46)年5月28日判決・判例時報645号55頁(引用は61頁))。
- (21) 東京教育大学退学事件(東京地裁1971(昭和46)年6月29日判決・判例時報633号23頁)、高柳信一「学生に対する教育的処分とその限界」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年) 99頁。
- (22) 最高裁第三小法廷1977(昭和52)年3月15日判決・民集31巻2号234頁。
- (23) 前掲注(19) 佐藤・304～305頁。
- (24) 前掲注(15) 芦部・326頁。
- (25) 大学における懲戒権発動のあり方を検討するにあたり、ここでは、刑法理論における刑法の謙抑性(刑罰謙抑主義)の考え方が参考にされている。例えば、内藤謙『刑法講義総論(上)』(有斐閣、1983年)55頁では、刑罰謙抑主義について、「刑罰を執行することは、その反作用として多くの弊害をともなわざるをえない」ことに鑑み、「刑法が発動するのは、倫理的制裁や民事的損害賠償、行政手続による制裁などのような、刑法以外の社会統制手段では十分でないときに限られなければならない。刑法は生活利益保護のための『最後の手段』なのである」としている。
- (26) 前掲注(14) 保木本・51頁。
- (27) 前掲注(6) 兼子・142頁。
- (28) 前掲注(20) 61頁。
- (29) 兼子仁「教育機関としての大学と学生の権利」経済評論18巻6号(1969年) 29頁。なお、兼子仁「教育機関としての大学の自治」有倉遼吉編『大学改革と学生参加』(成文堂、1969年)9頁以下(特に「四学生参加・学生自治・学生処分の教育的意義」の項目)も参照。
- (30) ここでは、筆者が在籍する大学の学則(名桜大学学則第44条)を参考にしている。
- (31) 前掲注(9) 坂本・123～129頁参照。
- (32) 渡辺洋三「学生処分の法学的検討」法学セミナー175号(1970年) 59頁。それ故、渡辺によれば、「万引、暴力行為、破廉恥行為のように、市民社会における犯罪行為が学生としての適格性の有無に影響を与えることもあろうが、それとても当然に学生処分の対象となるわけではない」とされる。
- (33) 北海道文教大学「外国人留学生の懲戒に関する内規」(平成16年)(北海道文教大学ホームページから入手可能)参照。
- (34) この項目については、長崎大学『「交通事故に関する懲戒ガイドライン」の制定に関する基本的な考え方」(平成15年11月28日学長裁定)(長崎大学ホームページから入手可能)で示される考え方が参考になった。
- (35) 和田英夫「私立大学における学生処分とその限界」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)105頁。
- (36) 東北大学では、『安全・安心キャンパスライフ』というパンフレットにおいて、学生の懲戒の意義や、懲戒の対象となりうる非違行為の種類(標準例)と懲戒基準が明示されている。
- (37) 同旨、前掲注(13) 田中館・62頁。

【参考文献】

I 著書

- ① 有倉遼吉編『大学改革と学生参加』(成文堂、1969年)
- ② 兼子仁『教育法学と教育裁判』(頸草書房、1969年)

- ③兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣、1978年）
- ④斎藤将『大学と学生の法律関係』（法律文化社、1977年）
- ⑤坂本秀夫『生徒懲戒の研究』（学陽書房、1982年）
- ⑥大学問題資料調査会(田畑茂二郎ほか代表)編『大学問題総資料集V 大学の学生自治と参加権』（有信堂、1972年）
- ⑦永井憲一『教育法学の原理と体系』（日本評論社、2000年）
- ⑧永井憲一・伊ヶ崎暁生編『大学の自治と学生の地位Ⅰ』、『Ⅱ』（成文堂、1970年）
- ⑨永井憲一・中村睦男編『大学と法—高等教育50判例の検討を通して—』（財団法人大学基準協会、2004年）
- ⑩渡辺洋三『大学改革と大学の自治』（日本評論社、1971年）

II 論文

- ①兼子仁「教育機関としての大学と学生の権利」経済評論18巻6号（1969年）21頁。
- ②川添利幸「学問の自由と大学の自治」ジュリスト300号（1964年）30頁。
- ③高柳信一「大学の自治と学生の自治(その一)~(その二・完)」法学セミナー155号2頁、156号2頁（1969年）。
- ④高柳信一「学生処分制度論」法律時報42巻2号（1970年）126頁。
- ⑤瀧川春雄「処分制度改革の問題点」ジュリスト426号（1969年）59頁。
- ⑥田中館照橋「学生の懲戒処分手続」ジュリスト411号（1968年）60頁。
- ⑦田中館照橋「大学と学生との法的関係(24)~(27)—学生に対する懲戒処分と適正手続(1)~(4)—」大学と学生215号46頁、216号50頁、217号45頁、218号45頁(1984年)。
- ⑧成田頼明「私立大学学生の在学関係とその退学の要件(1)~(2)」法律のひろば17巻2号26頁、3号23頁（1964年）。
- ⑨福田歎一「学生の懲戒処分」ジュリスト404号（1968年）10頁。
- ⑩松尾浩也「学生処分と学生」ジュリスト420号（1969年）33頁。
- ⑪渡辺洋三「学生の地位と権利(その一)~(その四)」法学セミナー173号56頁、174号58頁、175号56頁、176号72頁（1970年）。

III 主要な裁判例（及びその解説・評釈）

- ①京都府立医大退学処分事件（最高裁昭和29年7月30日判決・民集8巻7号1463頁、1501頁）、兼子仁「放学処分と自由裁量権」ジュリスト200号(1960年)144頁、室井力「学生処分と裁量権」我妻栄編代『行政判例百選(新版)』（有斐閣、1970年)44頁、橋本公巨「学生処分における教育的裁量権」我妻栄編代『教育判例百選』（有斐閣、1973年）98頁、橋本公巨「学生処分における教育的裁量権」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』（有斐閣、1979年)102頁、保木本一郎「学生処分と裁量権」塩野宏・小早川光郎編『行政判例百選Ⅰ(第3版)』（有斐閣、1993年)50頁。
- ②奈良学芸大学退学処分事件（最高裁昭和35年6月28日判決・訟務月報6巻8号1535頁）、外間寛「学生処分における公正手続」我妻栄編代『教育判例百選』（有斐閣、1973年）106頁、外間寛「学生処分における公正手続」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』（有斐閣、1979年)110頁、外間寛「学生処分における公正手続」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』（有斐閣、1992年)100頁。
- ③昭和女子大退学処分事件（最高裁昭和49年7月19日判決・民集28巻5号790頁、判例時報749号3頁）、有倉遼吉「昭和女子大事件と基本的人権」法学セミナー229号（1974年）2頁、兼子仁「私立大学が

学生の政治活動を理由として退学処分を行なうことの可否一昭和女子大事件上告審判決」判例時報756号(判例評論190号)(1974年)140頁、佐藤司「昭和女子大事件最高裁判決の批判的検討」ジュリスト573号(1974年)63頁、永井憲一「私立大学における学生の思想・表現の自由」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)24頁。

- ④中央大学停学処分事件(東京高裁昭和31年1月26日判決・行裁例集7巻1号119頁)、和田英夫「私立大学における学生処分とその限界」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)100頁、和田英夫「私立大学における学生処分とその限界」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)104頁。
- ⑤札幌医大停学処分事件(札幌高裁昭和45年5月2日決定・行裁例集21巻5号757頁)、室井力「公立大学の学生処分に対する執行停止」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)110頁、室井力「公立大学の学生処分に対する執行停止」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)114頁、室井力「公立大学の学生処分に対する執行停止」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)102頁。
- ⑥東北大学事件(仙台高裁昭和46年5月28日判決・判例時報645号55頁)
- ⑦私立大学退学処分事件(東京地裁昭和38年11月20日判決・行裁例集14巻11号2039頁)
- ⑧都留文科大学事件(甲府地裁昭和42年6月15日判決・行裁例集18巻5・6号759頁)
- ⑨岡山大学マイク使用禁止事件(岡山地裁昭和44年10月2日判決・判例時報570号36頁)、奥平康弘「大学における学生の表現の自由」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)30頁。
- ⑩東京大学医学部事件(東京地裁昭和45年5月14日判決・判例時報598号45頁)
- ⑪金沢大学医学部事件(金沢地裁昭和46年3月10日判決・行裁例集22巻3号204頁)、近藤昭三「大学教官による試験不実施の違法確認を求める訴え」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)94頁。
- ⑫拓殖大学処分事件(東京地裁昭和46年4月8日判決・判例時報625号30頁)、江橋崇「私立大学構内デモ集会等に基づく学生処分」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)112頁、江橋崇「私立大学構内デモ集会等に基づく学生処分」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)116頁、江橋崇「私立大学構内デモ集会等に基づく学生処分」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)104頁。
- ⑬東京教育大学退学処分事件(東京地裁昭和46年6月29日判決・判例時報633号23頁)、有倉遼吉「大学紛争中の学生に対してなされた懲戒処分の効力—いわゆる東教大事件」判例時報646号(判例評論154号)(1971年)134頁、家永二郎「いわゆる東教大事件判決の問題点」法学セミナー189号(1971年)54頁、高柳信一「学生に対する教育的処分とその限界」我妻栄編代『教育判例百選』(有斐閣、1973年)102頁、高柳信一「学生に対する教育的処分とその限界」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年)106頁、高柳信一「学生に対する教育的処分とその限界」兼子仁編『教育判例百選(第3版)』(有斐閣、1992年)98頁。
- ⑭日本大学事件(東京地裁昭和47年5月29日判決・判例タイムズ283号244頁)
- ⑮東海大学無期停学・除籍処分事件(東京地裁昭和48年5月30日判決・判例時報709号14頁)
- ⑯大正大学事件(東京地裁昭和49年12月12日判決・判例時報788号63頁)
- ⑰佐賀大学退学処分事件(佐賀地裁昭和50年11月21日判決・訟務月報21巻12号2548頁)
- ⑱U.S. Leading Cases 紹介「公立高校生徒の停学処分と適法手続」ジュリスト588号(1975年)74頁

IV 学生懲戒に関する諸大学規程(大学名のみ)

旭川医科大学、岩手県立大学、大阪市立大学、大阪外国語大学、大阪産業大学、大阪大学、沖縄県立芸術大学、金沢大学、関西大学、埼玉大学、島根大学、上越教育大学、信州大学、東京学芸大学、東京大学、東北大学、長崎大学、広島大学、北海道大学、北海道文教大学、防衛大学校、立命館大学、琉球大学、早稲田大学。

なお、学生懲戒に関しては、2008(平成20)年12月末時点において、規程は存しないものの、九州大学、京都大学、名古屋大学、法政大学、明治大学には筆者の所属する名桜大学の調査に応じていただき、特に、関西学院大学、慶應義塾大学、同志社大学等からは有益な所見を頂戴した。学生懲戒に関する規程は大学ホームページ等において公表されていることもあるため、その場合には比較的容易に入手できたが、少なからず、名桜大学からの調査に応じてようやく当該規程を入手できた大学もあった。本稿では、個々の大学の立場に配慮して、具体的な大学名を掲げることはできる限り避けているが、以上の大学とその関係者にはここに記して謝意を表したい。

V 関係法令・辞書等

- ①有倉遼吉編『教育法（別冊法学セミナー・基本法コンメンタール12）』（日本評論社、1972年）
- ②鈴木勲編『逐条 学校教育法（第4次改訂版）』（学陽書房、1999年）
- ③神田修・兼子仁編『教育法規新事典』（北樹出版、1999年）
- ④解説教育六法編集委員会『解説教育六法2007（平成19年版）』（三省堂、2007年）
- ⑤兼子仁ほか編『教育小六法（2008年度版）』（学陽書房、2007年）